

保護者様

西予市立明浜中学校

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

保護者の皆さまにおかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

文部科学省から、令和5年5月8日以降の5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な考え方方が示されました。それをもとに検討した結果、下記のとおり教育活動を行うことと致しましたのでお知らせします。

つきましては、子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができますよう御理解・御協力をお願ひいたします。

記

1 5類感染症への移行後における基本的な感染対策について

- (1) 御家庭と連絡を取り合い、児童生徒の健康状態の把握に努めます。発熱や咽頭痛、咳等、普段とは異なる症状がある場合は、登校を控えるなど、御協力ください。
- (2) 教室は適時、換気を行います。
- (3) 咳エチケットや手洗い等の手指衛生の励行など、基本的な感染症対策を引き続き行います。

2 マスクの着用等について

- (1) 児童生徒及び教職員については、学校での学習や活動の場面では、マスクの着用を求めることがあります。
- (2) 感染症が再流行した場合には、児童生徒にマスクの着用を促すことがあります。(その場合でも、着用を強要することはありません。)

3 出席停止等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の出席停止の期間は、「発症翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。出席停止が終了し、登校する場合は、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- (2) 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、やむを得ない理由で、学校を休ませたい場合は、これまで同様学校に御相談ください。
- (3) 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなりました。今後は、行動制限及びその協力要請は行われません。児童生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、欠席の連絡をお願いします。

4 その他

御不明な点や相談したいことがございましたら、学校へ御相談ください。